

会長 本年度も引き続き当審議会の会長を務めさせていただきます松田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から令和7年度第1回私立学校審議会を開会いたします。

審議に入らせていただく前に、事務局から新たに着任した職員の紹介、出席委員の数について報告をお願いします。

事務局 事務局の職員を紹介させていただきます。

事務局 (職員紹介 略)

事務局 (出席委員数を確認。神奈川県私立学校審議会会議運営規程第4条の条件を充足し、本日の私立学校審議会が成立していることを報告。)

1 議事録署名人の指名

会長 続いて、本日の会議の議事録署名人を決めさせていただきます。私から御指名申し上げてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

会長 御異議がないものと認め、私から御指名申し上げます。竹内委員と岡崎委員のお二人にお願いいたします。

《両委員了承》

2 会議の非公開の決定

会長 それでは、審議に入らせていただきますが、当審議会の会議の公開については、諮問案件及び了承案件については非公開とし、その他の事項については、その都度、会議に諮って公開又は非公開を決定することとしております。

本日の議題には、諮問案件のほかに、報告事項がございます。本日の報告事項は、学校法人に関する情報が含まれないため公開とすることで御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

会長 御異議がないものと認め、「議題2 報告事項」については、公開とすることに決しました。

公開する議題については、「神奈川県私立学校審議会傍聴細則」により、先

に審議等を行うこととされているため、はじめに「議題2 報告事項」に入らせていただきます。

これより、傍聴を希望する方がいる場合は、入室を許可します。

事務局 傍聴人はおりません。

3 報告事項

(1) 神奈川県私立学校審議会会議運営規程について（私立学校法改正に伴う
所要の改正）

会長 それでは、「議題2 報告事項」について、事務局から説明願います。

事務局 それでは、「2 報告事項」についてご説明させていただきます。

まず、右肩に「報告資料」と記載がある資料をご覧ください。

「神奈川県私立学校審議会会議運営規程」の一部改正についてです。

「1 概要」をご覧ください。

神奈川県では、私立学校審議会における「議事参与の制限」について、私立学校法に基づき、運営規程第6条に定めています。

今般、その私立学校法が改正され、「議事参与の制限」に関する規定の条項がずれたことに伴い、根拠条項の修正を行う改正です。

「2 改正の内容」ですが、「4 新旧対照表」のとおりです。

改正案文は、「5 改正後全文」のとおりです。

施行日は、令和7年4月1日です。

説明は以上です。

会長 説明が終わりましたので、御質問、御意見のある方は、御発言をお願いいたします。

会長 御発言がないようですので、「議題2 報告事項」については終了します。

4 諮問案件

(1) 学校の設置計画承認について

各種学校1件について、承認を可とする旨、答申することを決定した。

(2) 学校の設置認可について

義務教育学校1件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

会長 以上をもちまして、本日の議題は終了いたしましたが、事務局から事務連絡
がありましたら、お願いいたします。

事務局 (事務局からの連絡事項)